

通りなどから見える外観工事が対象

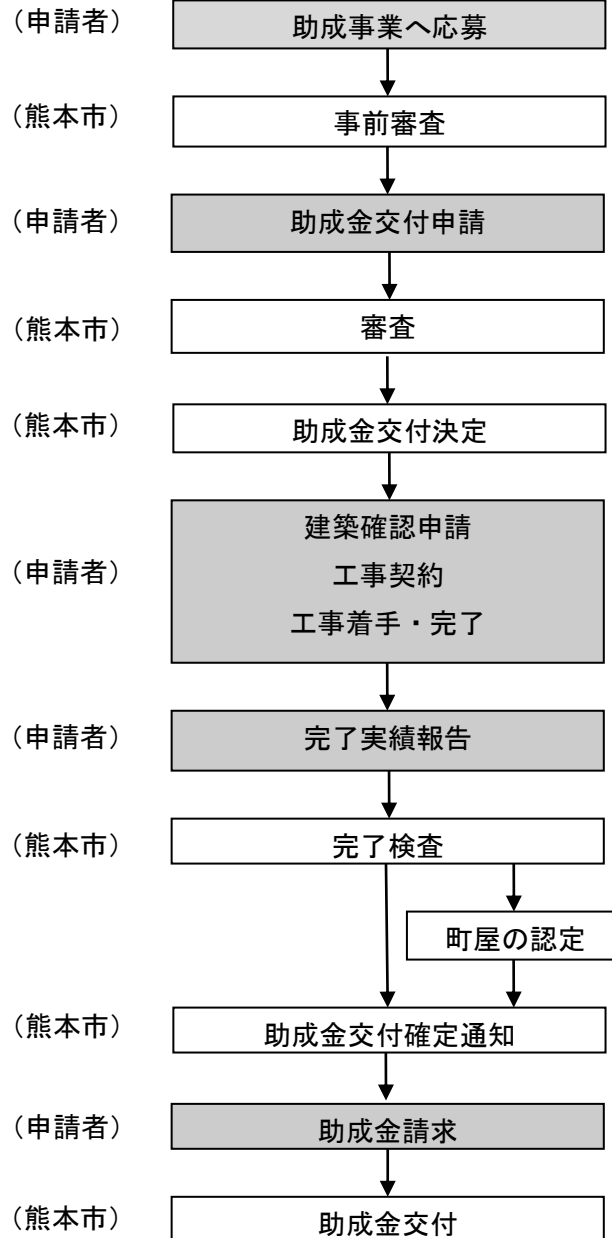
## 熊本市川尻地区の歴史を活かした 町並みづくり助成事業

この事業は、川尻地区にある建物などの所有者や居住者の方が、町並み協定の基準に沿った町屋などの「伝統的な建造物の保存・修景のために行う工事」や、一般建造物の「川尻地区の歴史が醸し出す伝統的な雰囲気を感じられる町並みとの調和を図るための工事」に対して、予算の範囲内において、**外観工事費の一部を助成する**ものです。



(小路町改修後のイメージ)

### 手続きの流れ



## (1) 募集の対象となる工事等

～以下の全ての要件に該当するものを募集対象とします～

- 川尻地区の認定町並み協定地区内にある建物で、協定締結者の方が行う工事等。
- これから行う工事等。
- 他の公的助成を受ける当該工事部分は、募集対象外。
- 2020年3月中旬までに工事完了する物件が対象です。  
※範囲など詳細については、都市整備景観課へお問い合わせください。（1町内、3町内、5町内、7町内が認定町並み協定地区となります）

### **町屋などの伝統的様式建造物の場合**

- 昭和25年以前に伝統工法によって建てられた木造建築物。
- 助成要綱の伝統的様式建造物の保存・修景基準に適合する工事等
- 工事後にその建物が全ての保存・修景基準に適合すること。

### **一般建造物の場合**

- 伝統的様式建造物以外の建造物が対象となります。
- 町並み協定の一般建造物の保存・修景基準に適合する工事等  
※新築工事や、道路に沿って設けられる塀も対象となる場合があります。

## (2) 助成内容

### ア 助成の対象となる建物の部位

通りなどの公共空間から見える建造物の外観の部分。（外壁、建具、屋根等。※建築物の内部改修等は対象外。）

### イ 助成金額等

・助成率：工事費の1／2以内

・助成金の上限額：

町屋などの伝統的様式建造物 300万円／一敷地当り  
一般建造物 150万円／一敷地当り

### ウ 助成金の交付時期

助成金は工事完了検査後に請求書に基づき交付します。

（助成金交付後に工事代金等の支払いの領収書の提出が必要です。）

## (3) 募集期間

募集開始日：2019年5月7日（火）午前9時から

募集終了日：2019年12月27日（金）午後5時まで

※申請希望の方は、申請の前に事前相談をお願いします。申請書類は相談窓口、もしくは熊本市HPよりダウンロードできます。

※ただし、予算が満了した時点で終了となります。

## (4) 選定結果の通知

選考審査後、結果を電話及び文書にて連絡致します。

詳細は以下の問合せ先へ

〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号 熊本市役所 都市建設局 都市政策部 都市整備景観課 景観班 中野、川上

TEL: 096-328-2508 FAX: 096-351-2182 メール: toshiseibikeikan@city.kumamoto.lg.jp